

【1984 年 10 月 12 日】共済年金制度改革の方向

共済年金制度改革検討委員会

共済年金制度改革検討委員会報告

「共済年金制度改革の方向」

昭和五十九年十月十二日

第一 基本的な考え方

高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に相応し、公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、共済年金制度についても公的年金制度の一元化を展望しつつ改革を進める必要がある。

また、共済年金制度は、職務の能率的運営に資するという公務員制度等の一環ともなっており、この面にも配慮した制度改革が必要である。

更に、各制度の創設の経緯、沿革等からくる現行公的年金制度間の制度内容の相違等から生じている制度間格差等の議論にも応える必要がある。

このため、共済年金制度についても、全国民に共通する基礎年金を導入し、この上に厚生年金相当部分、職域年金相当部分をそれぞれ勘案しつつ公的年金制度の整合性を図ることができるよう、原則として、以下の方向で所得比例年金を設計する。

第二 制度改革の内容

一、組合員

(1) 組合員の資格

職員である間は、組合員とする。

(2) 組合員期間

組合員期間は、月単位で計算する。

二、共済年金の給付

(1) 給付の種類等

イ 共済組合が支給する年金は、老齢共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金とする。

なお、現行の減額退職年金制度は、支給開始年齢の引上げに沿った経過措置を設けて廃止する。

ロ 各共済年金は、原則として、各基礎年金の支給を受けられる場合に支給する。

(2) 年金額の算定基礎額

年金額の算定基礎額は次による。

国共済等………全期間平均標準報酬月額

地共済………給料月額×補正率の全期間平均

ただし、法施行前の期間については、法施行目前五箇年間の俸給月額の平均額に厚生年金の水準を考慮した補正率を乗じて得た額を平均標準報酬等とみなす。

(3) 老齢共済年金

イ 支給要件

老齢共済年金は、六十五歳以上であり、かつ、退職している者に支給する。

ロ 支給額

の額に の額を加算した額とする。

算定基礎額×7.5/1,000×組合員期間

算定基礎額×1.5/1,000(組合員期間二十五年未満の者は0.75/1,000×組合員期間)

なお、 の支給乗率(7.5/1,000)は、厚生年金の経過措置に合わせ、施行日における年齢に応じ二十年をかけて、10/1,000 から 7.5/1,000 に逡減させ、これに伴って、 の支給乗率(1.5/1,000)を 0.5/1,000 から 1.5/1,000 に逡増させる。

また、施行日に四十歳以上の者については、従前の定額部分について経過的な加算を行う。

ただし、 により計算した額については、当該組合が長期給付の財政調整事業の対象になっている間は支給しないものとする。(障害共済年金、遺族共済年金についても同じ。)

(注) の職域年金相当部分については、この方法等によって上記のただし書の適用が可能かどうかについて法制的に検討し、不可能な場合は別建ての年金として設計する。

ハ 加給年金

組合員期間が二十年以上の者が老齢共済年金の受給権を得たときに、その者が生計を維持している配偶者又は子があるときは、加給年金を支給する。

配偶者(六十五歳に達するまでの間に限る。)

一八万円(月額一万五〇〇〇円)

子(十八歳未満又は一・二級障害程度の二十歳未満の子に限る。)

第一子・第二子 一八万円 (月額一万五〇〇〇円)

第三子以降 六万円 (月額 五〇〇〇円)

二 老齢共済年金の特別支給

老齢基礎年金の受給資格を満たしている者のうち、退職している者又は標準報酬等の額が一定額以下の組合員で六十歳以上のものについては、六十五歳に達するまで、独自給付として老齢共済年金を支給する。

なお、上記の「六十歳」については、定年退官の自衛官は五十五歳とし、それ以外の者は現行の経過措置を昭和七十年を目途に短縮して六十歳に引き上げる。

特別支給の老齢共済年金の額は、退職している者については老齢共済年金の額に本人の老齢基礎年金相当額(経過的加算を含む。)及び加給年金の額を加えた額とし、組合員である者については厚生年金の低所得在職者の特別支給制度に準じ、加算分を除いた額の一部に相当する額とする。

六十五歳以上の組合員で標準報酬等の額が一定額以下の者についても、老齢共済年金の一部に相当する額を特別支給として支給する。

ホ 老齢共済年金の支給停止

老齢共済年金の受給権者が他の公的な被用者年金制度の被保険者等となった場合に、その者の年金以外の給与所得の額(諸控除後の額)が一定額以上のときは、加算分を除いた老齢共済年金の一部を支給停止する。

(4) 障害共済年金

イ 支給要件

障害共済年金は、組合員である間に初診日がある傷病により一定の障害状態(一～三級)に該当することとなったときに支給する。

ロ 支給額

の額に の額を加算した額とする。

算定基礎額 $\times 7.5/1,000 \times$ 組合員期間 (三〇〇月未満は三〇〇月)

算定基礎額 $\times 1.5/1,000 \times$ 組合員期間 (三〇〇月未満は三〇〇月)

ただし、一級障害の場合は、上記のそれぞれの額に 125/100 を乗じた額とする。

ハ 加給年金

一・二級の障害共済年金受給権者にその者が生計を維持している六十五歳未満の配偶者があるときは、その配偶者が六十五歳に達するまでの間、加給年金を支給する。

二 事後重症制度

六十五歳に達するまでの間に障害等級表に定める障害の状態に該当するに至った者については、その時から障害共済年金を支給する。

ホ 障害共済年金の支給停止

在職中の支給停止

障害共済年金の受給権者が組合員であるときは、その間、支給を停止する。

ただし、標準報酬等が一定額以下の者については、老齢共済年金に準じ、加算分を除いた障害共済年金の一部に相当する額に加給年金を加えた額を支給する。

他制度の被保険者等に対する支給停止

障害共済年金の受給権者が他の公的な被用者年金制度の被保険者等となった場合に、その者の年金以外の給与所得の額(諸控除後の額)が一定額以上のときは、

加算分を除いた障害共済年金の一部を支給停止する。

ヘ 公務による障害の特例

年金額

公務により一定の障害状態になった場合における障害共済年金の加算額は、

算定基礎額 × {20/100 (一級障害は 150/100) を乗ずる} × 12 月

+ 1.5/1,000 (一級障害は 125/100 を乗ずる)

× (組合員期間 (300 月未満は 300 月) - 300 月)

とする。

なお、障害基礎年金及び加算額を除いた障害共済年金の額をも勘案しつつ、現行の公務障害年金の最低保障額に準じた最低保障額を設ける。

国家公務員災害補償法等との調整

障害共済年金の公務による加算額の受給権者が国家公務員災害補償法の規定による障害補償年金等を受けることができるときの加算額は、 の加算額から次の額を控除した額とする。

算定基礎額 × 20/100 (一級障害は 150/100 を乗ずる) × 12 月

(5) 遺族共済年金

イ 支給要件

老齢共済年金の受給資格を満たした者の死亡

組合員である間の死亡

組合員であった間に初診日がある傷病による退職後五年以内の死亡

一・二級障害共済年金受給権者の死亡

ロ 支給額

イの の場合 老齢共済年金 (加給年金を除く。) × 3/4

以外の場合 (一) の額に (二) の額を加算した額とする。

(一) 算定基礎額 × 7.5/1,000 × 組合員期間 × 3/4 (300 月未満は 300 月)

(二) 算定基礎額 × 1.5/1,000 × 組合員期間 × 3/4 (300 月未満は 300 月)

ハ 中高齢寡婦の加算

中高齢 (四十歳以上) の寡婦には、六十五歳に達するまで、四五万円 (月額三万七五〇〇円) を支給する。

なお、現行の寡婦加算は廃止する。

施行日に三十歳以上である者が寡婦になった場合には、六十五歳以後、経過的な加算 (三十年かけて四五万円から 〇 円に逡減) を行う。

ニ 遺族の範囲等

遺族の範囲等については、原則として、現行どおりとする。

ホ 公務による死亡の特例

年金額

公務により死亡した場合における遺族共済年金の加算額は、

算定基礎額 $\times 3.375/1,000 \times$ 組合員期間（三〇〇月末満は三〇〇月）とする。

なお、遺族基礎年金及び加算額を除いた遺族共済年金の額をも勘案しつつ、現行の公務遺族年金の最低保障額に準じた最低保障額を設ける。

国家公務員災害補償法等との調整

遺族共済年金の公務による加算額の受給権者が国家公務員災害補償法の規定による遺族補償年金等を受けることができるときの加算額は、 の加算額から次の額を控除した額とする。

算定基礎額 $\times 3.375/1,000 \times$ 三〇〇月

（６） 給付制限

公務員等である組合員又は組合員であった者が停職以上の処分を受けたときは、共済年金の加算分の全部又は一部の支給停止を行う。

三、併給調整

各共済年金制度内及び各被用者年金制度間において、同一人に二以上の種類の年金の受給権が発生した場合等は、本人の選択により、一の年金を支給する等所要の調整を図る。

四、費用負担

（１） 共済年金の給付に要する費用は、組合員と事業主の折半による負担とし、世代間の公平等を配慮しつつ、適正な水準のものとする。

なお、公務に係る給付並びに恩給及び旧法期間に係る給付についての負担は、現行どおりとする。

（２） 積立金の運用は、現行の考え方により運用する。

五、年金額の改定

年金額は、消費者物価による自動スライド方式により改定を行う。